

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 4 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）

岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（6名）

補助事業 4「男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業」

5「プレイパーク活動の推進」

6「民間学童クラブ利用料助成」

7「地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）」

8「認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助」

9「認証保育所保護者等の負担軽減」

10「私立幼稚園協議会への事業助成」

11「教育研究会事業補助」

26「保護司会への事業助成」

教育指導課長、学校運営課長、男女共同参画課長、子どもサービス課長、
子ども家庭課長、保育課長

<開催日> 平成 22 年 7 月 15 日（木）

<場 所> 区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<開 会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

皆さん、おはようございます。

お忙しい中、外部評価委員会ヒアリングにご出席くださってありがとうございます。

今回、補助事業についてのヒアリングをさせていただきます。計画事業と経常事業に係わる部分もありますので、関連してご質問させていただくこともあるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

まず、補助事業11「教育研究会事業補助」で、教育指導課からお願いしたいと思います。特に平成17年の補助金等審査委員会のときにB評価で、何らかの形で見直しが必要ということです。その見直しがどこまで進んでいるか、そのあたりのご回答がなかった。

【説明者】

教員の主体的な研修とはいえ、教員だけで完結してしまっただけでは意味がないというのが私どもの考え方でございます。それについては、研究の経過、その結果をいかに保護者、区民の方々に還元、提供できるのかというのが私どもの考え方であります。

もちろんテーマが保護者、地域の連携にかかわるようなときには、当然保護者の方々も授業の中に入っていただいりすることがありました。しかし、発表会には会場の関係もあって教員だけで完結をしてしまっているということがあります。今現在もその傾向が変わっていないというのが実態です。最近では区民ホールをお借りしたりするなどして、常々とにかくできるだけ大きな会場ということにも努めているわけです。

PR不足もあり、まだまだ十分とは言えないという意味合いで指導し、また改善に努めているわけです。

【部会長】

団体補助から事業補助に切りかえて、実態としての違いというのはあるのですか。

【説明者】

より主体的にどのようなことをやっていきたいのかというものを明確にし、そしてそれに対して私どもでも十分な審査を行って、そして提供していくということです。

【部会長】

委員の方からありますか。

【委員】

小学校高学年から中学校にかけて学習不適應児がよくいるのだと聞くのですが、もう少し新宿区独自の学習指導法、いただいた資料の中にも確かな学力を身につけるといことが随所に出ているのですが、区民にとって一体どういうことが確かな学力か、当然基礎基本ということはあると思うのですが、どの辺のことをねらっているのかなということ、確かな学力ということについて、やっぱりコミュニケーション能力というのは非常に大事だと思うのですね。コミュニケーション能力がつかないなら学力はつかないのだということ、最近の学説の中では、まず子ども同士の社会的な対話が必要だと。社会的な対話というのは大人も含めていろんな対話が必要だと。社会的な対話の後、自己内対話、新しい言葉ですが、自己内対話というものがコミュニケーション能力をつけるのだと。それを学力がつく一番の基礎のベースのところであるということをお聞きしたことがあるのですが、何かそういう区民の視点で見られるような確かな学力のことがこういう新宿区独自の研究の中でできないのかなということを私は不思議に思ったのですが。

【説明者】

本当に的確なご指摘をいただいたと思います。それが新宿区独自かどうかということそれはわ

かりませんが、そのような研究をしてもらうことがまさにこの補助事業でとても重要なことだと思います。どうしても区で研究をさせますと、新学習指導要領改訂のねらいは何なのかという程度のレベルをまとめるぐらいで終わっています。

それが教育研究会レベルですと、小学校で例にとりますと、体育で自ら学び、かかわる楽しさ、できる喜びが味わえる学習、生活科の生き生きと学び合う子どもの育成、進んで社会とかかわろうとする子どもを育てる社会科学習等、さまざまな教科の型に落としていったときに、教科ごとにご指摘のような点で掘り下げていって、そしてなおかつ授業でどうするのかという授業研究を主にした取り組みをしています。

そして、1年間終わった後、これは小学校なのですけれども、研究紀要という形でまとめ、そして全教員に配るといったようなことをしております。より具体的な子どもたちをどうしていくのかというレベルでの授業研究というものを中心としたものが展開されていくことが重要ではないかと思えます。

【委員】

最後に一つ。各小中学校とも大体月に1回でしょうけれども学校だよりというものが発行されています。できればそういうところに確かな学力というのは、今課長がおっしゃるような視点でこういう成果があるのだということに掲載して欲しいと思います。せっかくの深い独自の研究をやりながら内在している感じがありますので、もっともっと地域や父兄にわかりやすく表現していただけないでしょうか。

【委員】

今言われたことに尽きるかもしれませんが、区が区民との協働ということを軸にしていろいろ取り組みをしている、また、課長の説明のようなことであれば、もう少し書き方の問題があると思えます。

今言われたようにお書きになれば何にも問題なく、改正の方針のところこういう表現をしなくて済むのではないかと、すばらしくやっつけいらっしゃいますねということになるはずですが。内部評価をより深めるために応援団としての外部評価だという視点ですので、日ごろおやりになっていることをお書きいただいて、なおかつ、進めていかれることを望んでいます。

【委員】

毎年新鮮な目で見ることが必要ではないかと思えます。毎年同じ額が同じように出され、そして研究会が毎年開かれるということになりますとマンネリ化してくると思うのですね。19年度も21年度も、本年度も同じになってくるように、結局出す側としても受け取る側としても、そして研究会の内容もマンネリ化してくるとその効果が薄れてくるので、毎年本当にこれは必要なのかという、それを新たに毎回評価するような姿勢と、それから本当に今年やってよかったのだという、やった先生方が実感できるように持っていくのが必要なのかなと思いました。

こういう研究会に熱心に参加される先生というのは、そもそもいろいろ工夫なさっている方です。研究会にあまり積極的に関っていないような先生方に本当は必要なのかもしれないですね。難しいことなのですが、毎年決まったものというのではなくて、新鮮な視点が必要なのか

なということをおもいました。

【部会長】

新宿区の教育全体の中で考えていって、その一つとして今回の補助事業の研修というのがあると頭に置いた形で実施していただければと思っています。

次の「私立幼稚園協議会への事業助成」に関しても、何で私立幼稚園、公立幼稚園というふうに分けてしまうのか。確かに私立幼稚園だけの研修会があると思うのですが、公立幼稚園でせつかく研修しているのに、私立幼稚園の人を排除することはないと思います。部署が違つと、学校運営課であるというようなどころのある種縦割りの問題があるのではないかと、補助金の使い方に対して、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

【説明者】

その点につきましては、私どもも全く閉ざすことはないわけです。教育委員会レベルの中では、さまざまな私立の先生との交流もしています。幼稚園につきましては、私立にお声かけして来ていただけるかどうかといったときに、なかなか来ていただけないケースが多いです。しかしながら、それについてはお声かけをしています。例えば、昨年度から始めておりますけれども、小学校で合同会議というのを行いまして、小学校1年生の6月に、卒園してきた幼保の私立、公立問わない先生方にみんなお声かけして集まっていたかと、そんな研修もしています。

ということで、できる限りご指摘いただきましたような方向で行っていますが、実態としてそれが浸透しているかというところはまだまだといった点はございます。努力をしなければと思っています。

【部会長】

新宿区の支援といったことも考え、教育的にも考えて、連携をとっていただければより補助金も有効に生かせるのではないかとこのように思います。

続いて、私立幼稚園協議会への助成というほうに移らせていただけてよろしいでしょうか。

私立幼稚園のことに関しまして、コメントございますか。

【説明者】

例えば求めているものが共通しているのではないかとこの部分に関しましては、来年度、私立幼稚園協議会が行っている研修の中身を精査いたしまして、例えば障害児保育などに関する研修が入っていない状況で、区で行っている研修会に参加を呼びかけるといった取り組みもしているところではあります。

【部会長】

今、なかなかご参加いただけないということですが、そうした中でも働きかけることも補助金を出している側としては必要なのではないかとこのように思います。

【説明者】

確かに参加に関しては決してよくない。それは、日程の組み方、対象等があくまでも区で考えて進めているものに対してご参加を呼びかけているため、なかなか私立幼稚園の都合には合っていないというような状況もあります。その辺の調整が図れるものであれば、今後さらに連

携を深めていくというようなことまでも考えているということです。

私立幼稚園とのかかわりに関しましては、例えば研修だけではなく、これまで区立幼稚園の保護者やお子さんたちを対象とした観劇会などを区として毎年度実施をしていますが、こういったことへの私立幼稚園、保護者やお子さんたちの参加というのを今年度から実施をしていきます。なるべく地域の中で公立、私立、それぞれの面が地域の区民のお子さんたちと一緒に考えていく、その視点を大事にしようということで取り組みかをしているところです。

【部会長】

こちらも団体補助から事業補助に切りかえたということですよ。何か大きな差はございませんでしょうか。

【説明者】

事業補助に切りかえる、つまり研修ということで資質の向上、これに特化した部分で取り組みをするという意識がさらに向上してきたという点がございます。

【部会長】

毎年予算が90万円、執行が90万円で、事業補助になったと言っても90万円はありきなのかと読めてしまいますね。事業を一つ一つ精査するのは難しいでしょうけど、提出された内容の検討等はやっていますね。

【説明者】

研修の大切なところは継続性という部分の一つあると思っています。つまり、毎年度90万円という金額は、この研修の内容をさらに充実して、それが子どもたちに還元される、そういう仕組みに必要な補助額だと思っています。ある意味金額の同額が執行されているというのは、毎年必要な研修についてはきっちりやっていることだと思っています。ただ、それだけで研修の内容がすべて網羅されているのか、障害児保育に関する研修などについては補完する意味で、区で行っているものなどについての呼びかけをしていますが、さらにこの内容が充実するようなことについてもお考えいただきたいという働きかけをしています。

【部会長】

ぜひお願いしたいと思います。これだけ見ていると、それこそ固定された研修とはいえ、人件費、参加費等の問題で当然変動があると思うわけです。しかし、きちんとこの3年の間、90万円が、4分3補助と言いながら確実に出てきているというのは、やっぱり平成17年度の審査委員会の指摘から見直しというのが本当になされているのだろうか、心配になってしまいます。今のお答えをぜひ精査した形で協議会のほうにも投げかけて、足りないのだったら足りないということをも含めて、ある意味変に疑義を差し挟まれないような形で運営していただければと思います。

【説明者】

ありがとうございます。わかりづらいというところがありますので、そこはしっかりやりたいと思います。

【部会長】

他によろしいでしょうか。

続きまして、男女共同参画「男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業」です。こちらに関しまして、ワーク・ライフ・バランス推進とあわせて男性の働き方の見直しについても取り組んでいるというご回答をいただいております。

また、推進事業が大企業及び中小企業を対象にしているが、結果として中小企業だというようなご回答もいただいております。ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画というのは昨年、計画事業のところでお聞きしているところで、実はこれは中小企業なのだとお答えいただいたと思うのですが、大企業も対象にしているのだけれども、結果として中小企業になっているというのが本当のところだと考えてよろしいですか。

【説明者】

「ワーク・ライフ・バランスの推進」という大きな計画事業の制度がございますけれども、こちらは中小企業、大企業問わず、新宿区内に事業所のある企業を対象としております。今回の補助対象となっております「男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業」ですが、こちらのほうは中小企業を対象としているという整理で行っております。

【部会長】

内容としては、ワーク・ライフ・バランスの推進事業になったところに対する補助金ですね。

【説明者】

ここが違いまして、ワーク・ライフ・バランスの企業になっていなくても補助金の申請はオンラインでできることになっているのです。

ワーク・ライフ・バランスは、いわゆる企業が働きやすい、育児、介護がしやすい職場づくりに取り組むというのが一つの前提です。こちらの補助金のほうは、逆にもっとハードルを高くしてしまして、言ってみれば企業の男性が育児休業をとりました、育児に伴う短時間勤務を行いました、介護休業をとりましたというような形で、具体的な事実が出てこない奨励金、補助金までは発展しないということになるのです。こちらのほうがハードルが高い形になっておりますので、ワーク・ライフ・バランスのいわゆる認定企業でなくても補助の申請はできるような仕組みにはしています。ただし、私ども、ワーク・ライフ・バランスを推進するというのが一番の大きな大前提、計画事業でございますので、もしワーク・ライフ・バランスの推進なり認定なりがまだの企業が申請をしてきた場合には、あわせてワーク・ライフ・バランスの推進制度をお勧めしようと考えていたところですよ。

【部会長】

目標どおりの成果となっていることが一番なぜなのかというところだと思います。

【説明者】

こちらの部分は区としても非常に悩んだところですよ。これは10件の企業、上限が30万円ということで、300万円の予算をいただいております。結果的には、100万円余、3分の1強とい

う執行状況でした。また、件数としましては4件ということで、4割の達成率ということになります。確かに奨励金の支給件数というのは目標を下回っています。平成21年度の7月から始めました新規事業で、まさに男性の働き方を変えていきたいという、言ってみれば意識啓発の呼び水になる事業になるかなと考えていまして、商工会議所といったところを通じて広く周知をさせていただいたところです。

こういった奨励金があるということで、企業の方にもちょっとは目を向けていただいたと手ごたえは感じています。しかし、実際に育児休業をとるといった部分が多く企業では進まなかった、進みにくい、道半ばの状況が現状であるかと思っています。予算執行の部分でいきますと非常に低いですが、意識啓発、働き方を変えようという大きな周知効果がありました。これで企業の意識が変わり、改正育児休業法が6月30日に施行になりまして、いよいよ法的にも制度的にも機運が醸成されてきたのではないかとこのところでは思います。

まずそれを先取りして働き方の意識啓発をさせていただいたというところで、目標どおりの成果というふうに評価をいたしました。

【部会長】

昨年の7月からということではありますけれども、意識啓発はできたとしても実質的に完璧にはならなかった。そのあたりの理由、たぶん男性で育児休業をとるなんてという問題と、今中小企業だと育児休業なんかとっているときじゃないという問題とあると思うのです。そうすると、今後進めていくための具体策というのがちょっと弱いかないと感じます。方針としてワーク・ライフ・バランスの推進との連動を書かれていらっしゃるのですけれども、もう少し呼び水になるような具体策というのをなさっていたら教えていただきたい。せっかく本当に呼び水補助金として非常にいいと思っていますから。

【説明者】

この事業につきましては、企業が対象になりますので、企業の方にさまざまな機会をとらえて周知を重ねていくこととなります。

そして、逆にそれを受けていただいて、サポート企業に申請をしてみよう、そして、実際に実績があれば補助金、奨励金が支給されるということを大きく打ち出して周知という部分に力を入れているところです。

ただ、具体的にやはり男性が育児休業をとる、介護休業をとるという部分では、まだ取得率1.23%という直近の数字になります。ただ、最近の動きですと、例えばイクメンという言葉ができたり、法改正等は後押しになっていると感じています。

現に商工会議所、ホームページ、広報しんじゅく、ワーク・ライフ・バランスセミナー等で大きく周知をさせていただいています。ワーク・ライフ・バランスセミナーは年に3回ほどやっていますが、今年度も改正育児・介護休業法をテーマに既に6月に行いました。そこでも、企業の方は、どんな形であっても奨励金が出るというのは非常に興味を持たれていただいているようです。ただ、具体的にそこにつながる育児休業をとった職員がいないのですという声がたくさん聞かれるところです。この事業は2年目になりますが、周知を重ねながら世の中全体

にそういった機運が高まるように私たちも力を入れていきたいと考えているところです。

【部会長】

委員の方からご質問はありませんか。

【委員】

ぜひ今課長がお話になったようなことをこの内部評価に書いて欲しいのです。今お話しがあったような観点を入れてやっていただきたい。皆さん方がその補助事業を使って、この場合で言えば計画事業もあわせていかに新宿区らしい、あるいは区長のテーマであるこの問題を推進しようとしているかということアピールできるように書かれることで、大分違ってくるのではないかという感じがします。

1つだけ具体的に申し上げれば、このワーク・ライフ・バランスを推進している企業というものに、補助金を出すだけにとどまらず、相手先に対してはもっと優良企業であるというメリットが出るようにする。さらに中小企業が困っている問題を解決するような方向に区全体で取り組むようにこの補助金を軸にして生かしていければ、これが3件とか5件というよりは、もう少し件数も増えてくるのではないかと思います。そういった観点を入れて、大事な施策なので、ぜひもう一步踏み込んだ評価をしていただくとありがたいということです。

【部会長】

ワーク・ライフ・バランス企業に認定されると、貸付金の制度がありましたね。

【説明者】

ワーク・ライフ・バランスの、いわゆる制度のほう、ワーク・ライフ・バランスは認定にならなくても宣言企業という形になりまして、まずワーク・ライフ・バランスに取り組みたいという申請をいただいた企業の方がすべて融資のメリットを受けることができる仕組みになってございます。

このほかにも、あとはコンサルタントで、年間5回なのですが、無料で派遣という形にしておりまして、そういった意味では、今回のワーク・ライフ・バランスの制度では、企業の方にとってもさまざまなメリットをご用意しているところにあります。

このワーク・ライフ・バランスの推進という部分でこの補助金がまさにそこを補完していく手段としての、また別の意味での呼び水という意識を変えていくというようなところも行ってるところであります。

このほかに昨年なのですが、ワーク・ライフ・バランス、2年経ちまして優良企業表彰というのを行わせていただきました。新宿区の推進企業の中24社ございましたが、その中から4社を選び、優良企業として表彰し、その表彰式も男女共同参画シンポジウムという大きな催しがあるのですが、大勢の区民の方の前でその企業の代表の方に来ていただき、そして記念品をお渡しし、区長から激励をしてもらったというような形で、企業の周知啓発のみならず、広く区民の方へもワーク・ライフ・バランスの推進、浸透というのを図らせていただいたということで、昨年度はそういった意味では少し大きな、いや少しかもしれませんが発展したと思います。

【部会長】

今、景気が悪いので、企業としても優良企業だと言わなくても人は集まってくるので、そういったところで表彰して励みにはなっても、それが実際に人材を集めるのに役に立つのか、人材が不足しているときであれば、もっと効果があると思います。そういった逆境というか、背景もあると思うのですね。

23区の先駆的な試みということですが、新宿区が初めてなのでしょうか。

【説明者】

男性が育児休業をとったときに奨励金を出しますよという補助事業なのですが、これについては23区初の取り組みです。

【部会長】

マスコミ等で今育児休業が話題になっているところですが、そういった方面から何か周知するといった機会はありませんでしたか。

【説明者】

ございました。去年の7月ですので、その前にプレスリリースをさせていただいたのですが、まず取り上げてもらったのが行政の紹介をしている新聞に取り上げられたのが一つございました。あと、NHKの関東を取り上げている夕方ぐらいのニュース番組に、ほんのちょっとの短い時間だったのですが、新宿区はこういうことをやったという取り上げがあったというふうに聞いてございます。

大手新聞のほうでも、こちらの記事のほうを流してはいたのですが、そちらのほうでの取り上げというのはなかったようです。

【部会長】

そういったところにもアクセスを引き続きおやりになって、4件ですか、ちょっと寂しいなという感じがしまして、引き続き、いろいろな方面からの周知をお願いします。

本体の計画事業であります「ワーク・ライフ・バランスの推進」におきましても、昨年度はすごく低いのですよね。20年度は、10企業の予定が20企業ですごくよかったです。しかし、21年度は10企業の予定が4企業で、コンサルタントの派遣もちょっと、増えてはいますけれどもまだ低いという状況から考えると、計画事業のほうが進んでいないということになると、このせっかくの補助事業が活きにくいのではないかと思います。

計画事業があつてのこちらの補助事業ですので、なぜ計画事業が進まなかったのかということ踏まえて補助事業も考えていくという視点が必要ではないかと思います。

逆に新宿でうまくいくと、近隣区がやろうかなと思うかもしれませんし、影響力もあるかと思えます。ぜひ進まれる理由というのを考えて進めていただきたい。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

【委員】

23区最初というのはすばらしいと思います。

【部会長】

そうですね。だから成功する必要があると思うのですね。

では、続きまして、子どもサービス課の担当の「プレイパーク活動の推進」と「民間学童クラブの利用料助成」について。

【委員】

プレイパーク活動への助成事業では、内部評価の中にも若干記載があるのですが、外遊びの有効性というのをどんどん出したほうがいいし、区民の視点で見た場合にもっともっとアピールしなきゃいけない事業ではなかろうかと思います。

というのは、とにかく子どもを自立させるというのは、学校だけが子どもに教育する自立をさせるというふうな考え方もありますが、個別目標「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」の中にうたっているように、やはり基本は地域であり地区でなければならない。

その一番の今現実問題として、拠点という言葉がいいかどうかわかりませんが、子どもの安心・安全な場所としては、ここで言っているプレイパークで指定したような場所しかない。例えば、本当に日常見るのですが、区内の白銀公園というのが神楽坂の駅の裏にあるのですが、水曜日に行くとほぼ満員というか、ずらっと子どもがいる、とってもいい光景なのです。直近の資料から言うと、子どもの能力開発、特に知能面、学力面で野外活動をたくさんした子どもが非常に伸びると新聞報道されました。やっぱり子どもの遊びというのはインドアじゃなくてアウトドアなのですよね。野外だということが原点です。

そういう点で、子どもの遊びというのは学校の学習と全く同じだという視点で内部評価を書いていただきたいというのが1点なのですよね。いわゆる地域で自立するという場所は、具体的にこういうものしかないという視点に立たなきゃいけないかなと思います。

もう一つ、この中心である人物はプレイリーダーであると。ちゃんと評価の中にプレイリーダーの養成ということもうたっていますから、これはもちろんありがたいことだと思いますが、特に中学生の居場所というのは、具体的には区内の場合はほとんど皆無、ないですよね。どこに行っても中学生は追い出されてしまう。これは小学校の低学年、中学年のときからプレイパークで火も使っていいよ木も切ってもいいよという体験がないとやっぱり戻ることができないと思うのです。そういう教育的な視点でこの補助事業は大変有効だということをもっともっとアピールする必要があるのではないかなと思います。

3番目に、質問回答がありますが、効果的に発揮できる方向の検討は必要ではないかということをもうちょっと膨らませてできないかなと思います。

【部会長】

中学生、高校生がプレイリーダーとして小学生を指導すると。逆に、プレイパークで遊んだ子どもたちがそのまま居場所として位置づけられるような形で循環して欲しいということですね。そういう視点はいかがでしょうか。

【説明者】

子どもの成長には外遊びの重要性というのはすごく大きいと思います。安全・安心な居場所

として、現在では児童館、学童クラブ、それからさらに国もそれに対して不足しているだろうということで学校の空き教室を活用した放課後子ども広場事業を展開していくとしています。そんな中で、外遊びでしか学べない、習得できないような能力開発、この「プレイパークの推進」がそれを主眼として設けられた事業です。

もともとは地域のお母さん方が発起人になってこういう遊びをさせたいということで公園と協力しながらやっていました。そんな中で、もう少し規模を拡大するとか、中学生や高校生も参加できて、行く行くはプレイリーダーという形で中心的に遊びを指導できるような人もつくっていききたい。そこで、プレイリーダー養成講座もその事業の中に含めながらやっていく。

材料費などもかなりな額になってくる、また、大きな遊びができるようにということで助成金が5、6年前からつき始めて、区民の皆さんとの協働事業ということで大きく羽ばたいてきたという形になっているわけですね。

中高生の居場所という点では、現在、児童館、学童クラブも中高生の居場所ではあるのですが、さらに特化した形で子ども家庭支援センターというのが区内に3カ所ほどありまして、来年度は4カ所目ができます。中高生専用の居場所という形につくってやっている。そんな中で、外遊びの中でも先輩の立場として小さい小学生の子どもさんを対象にしているいろいろ指導できるような形でこの事業が展開できればと思っております。

これから運営委員会と協議しますが、その中で、ご指摘の話をしていきたいと思えます。

【委員】

内部評価のときに、今課長がおっしゃったことを内部評価委員の方に共通理解して欲しいと思います。間もなく文部科学省から外遊びの能力開発の効果という研究が発表されると思います。そういうことを参考にしてもっと膨らませていただき、区民にアピールしていただきたい。

【部会長】

非常に効果があり、協働という視点がはっきりしている事業だと思えますが、毎年目標どおりできて、毎年その理由が同じというのちょっと芸がないのではないかと思います。ポイントポイント、今年はこれがよくできたとかいうものがあってもいいのではないのでしょうか。

どうしてもマンネリ的な補助というふうに見えてしまうのですね。でも、今お話し伺いますと、どんどん新しいことも考えている、プレイリーダーのことも考えているということなのですが、それが年度評価のところには全く反映されていない、課題等のところに出てくる。ですから、これも多分書き方ということも大きいと思うのですが、やはり補助金ですので、有効に活用しているというのをぜひアピールできるような形で書いていただきたい。

【委員】

ここで活動可能な場所の要件と、いわゆるこれを形成していくにはシステムが必要であり、そのシステムをマネジメントする仕組みが結構大変なんじゃないかと、そういった意味でこういうマネジメントする仕組みについて協議会等を通じてしっかりカバーしていこうとお考えになっていることはよくわかります。けれども、そういった負担をできるだけ少なく実態的に有効なこういう活動がより多くの場所で行え得るような工夫をしていますというニュアンスがも

う少しあってもよいのではないか。

お答えのほうに逆に各地域にバランスよく展開していますとありました。厳しく言えば、行政的にある程度のところにこういうふうにやっているということをもってよしとされているような感じがありますが、この仕事は、非常に有意義なことです。こういうことを通じて協働の実を上げていくという意味からも、もう少しこのシステムを実際に運営する側の負担が軽減され、やりやすくなり、また、多くの人たちが自分のできることでこの中に参加して役立てるようなシステムになるように、もう一皮、二皮むいていただくとよいのではないかと思います。

【部会長】

運営協議会に区も参加していろいろと今後の展開について話し合っているということですので、区の意向としても十分反映されたと思います。民間のいい面を崩さないような形で、かつうまく発展していくような形で、年々補助額も増えて、これがあって活動が活発化したということだと思いますので、ぜひアピール性のある事業としていただきたいと思います。

【説明者】

わかりました。ありがとうございました。

【部会長】

では、続きまして、「民間学童クラブ利用料助成」について、事業番号6番です。

これは定員に一定割合をかけたということでご回答いただいているのですが、民間学童クラブは待機児童が発生しているということですよ。これは要するに区が運営する学童クラブへの待機を解消するために民間学童クラブができたわけですね。

【説明者】

学童クラブの現状ですけれども、男女共同参画の時代で、働き方の変化等、家庭のありようが大分変わってきている中で、放課後養育に欠ける状況のご家庭が大変増えてきており、学童クラブのニーズは少子化でありながら増えています。区の方針としましては、定員数を決めて、オーバーした場合には受け入れませんという方針はとっていないのです。新宿区の場合には要望があればすべて受け入れています。ただ、それは逆の意味では狭い中に多くのお子さんが入ってきますので、そういう意味では生育環境としてどうなのかという問題はありますが、基本的に待機児は出さない、全部受け入れ何らかの工夫をしながらやっていくという中で、民間学童クラブを誘致することで、混雑状況を解消するという意味合いがあるわけです。

基本的に、1小学校区域に1つの児童館、学童クラブが理想です。しかし、そこまで手当てができないところについてはどうしても込み合ってしまう。そういったところにぜひ民間事業者に入ってもらいたいということで、助成をしています。厳しい要件を与えているだけになかなかそれをクリアできない部分もあったり、また、1人当たりの平米数を確保するような運営をしてもらわないと助成は出せないということから待機をさせてしまうという状況が逆に起きている状況があります。

【部会長】

区立だと、逆にどんどん入れてしまうと。

【説明者】

そうですね。ただ、もう一つ言えることは、区立の場合については、学童単体の場合はともかくとしても、基本的には児童館と併設されていますので、学童クラブの居室以外にも広い空間があるので、定員1名1,65㎡にあまりこだわらなくてもいいかなという考えがあるのですね。民間学童の場合については、純粹に学童ということであるのであれば、これはクリアしてほしいと、そういうような条件になっています。

【部会長】

そういうところに兄弟で入っていたり、非課税だったり、そういう方たちに助成するという意味ですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

ただし、若干増えましたけれども、あまり使われていないかなと。

【説明者】

いえ、増えてきています。増え方はかなり急カーブで上がってきているので、逆に言うと、いろんな方が働かれることによって、民間のほうにお入れになりたいという方が増えてきているのかなと。

【部会長】

確かに、21%が35%にという形で、これはそうすると今後も増えていくという予想ですか。

【説明者】

そうですね。そういう予測はしております。

【部会長】

補助事業の場合は予算が目標額ではないので、その件数を増やしていないからといって目標を下回ったということはないと思うのですが、こちらの場合は、特に対象が広範にいるわけじゃなくて、民間の学童クラブに通っていらっしゃる親に情報が伝われば漏れないわけですから、ほとんど100%執行されているという、この額ということなのでしょうね。

【説明者】

そうですね。ただ、利用される方が毎年追加されてきますので、条件に合致する方がいれば当然申請していただく。そのようにPRもしておりますので、今おっしゃられるとおり100%に近づいていこうと思います。

【部会長】

でも、むしろ予算が増えてくることに、ちょっと多めに見過ぎているかなという感じなのでしょうかね。

【説明者】

これはそうですね。それでも係数的には結構少ないのです。

この助成金はひとり家庭世帯、非課税世帯、例えば兄弟でお入れになる場合については助成

金を出しますというのは公立でも同じようにやっているのですけれども、学童クラブに入所できる要件の中で、なおかつこの条件に当てはまる方はかなり少ないのですね、基本的には。

要は、はっきり言えば生活保護世帯の方がどれだけ割合としているのかという話になるわけなので、ましてや民間ですとさらに少ない。ただ、最低でもこの人数は予想しておかないと成り立たないということで組んだら204件ですね。

これはあくまでも1年間通してですので、204を12で割ったものが世帯という形になりますので、そうするとかなり204自体最初から少ない数なのです。

それがだんだんこういうふうになってきている、いろんな利用の方が増えてきていると認識しています。

【部会長】

1人増えれば12件増えてしまうわけなのです。

【委員】

補助金ですから、通常の計画事業と違う論点で議論をすると、こういうふう考えたときに、まさにこの利用助成というような性格のものというのは補助金として、いわゆるでこぼこをスムーズにするという意味で一つの有効な手段だと思っています。

ここで確認をしたいという意味を含めての質問ですが、対象者に対しての補助をどういう手法でされているかということについて、あくまでも個人が区に自分の情報を持って申請をするので施設の運用者などに情報が知られることはないということなのですね。生活保護を受けているとか、あるいは障害者であるというような情報というのが広がらないような形で考えていくべきですが、その点については学童クラブの事業そのものとは別なルートで情報がやりとりされているから問題ないとお答えいただいているので。

【説明者】

個人情報保護については、一般原則にのっとった形で保護しております。

【委員】

補助金の中で、そういった点で配慮しなきゃいけないものがあるのじゃないかと思ひまして、今回の補助金の最初にこれがその手法として出てきたので確認させていただきました。

【部会長】

計画事業で行くと学童クラブの充実の中に位置づけられる補助事業ということですね。

【説明者】

はい。子どもの居場所づくりの充実とさらに学童クラブの充実と、その位置づけです。

まだ学校区域で学童クラブがないところが数カ所あります。民間についても今後、そういったところにぜひ入っていただければと思いますので、もしそういうお声があればぜひ誘致したいと思っています。

【部会長】

そうなった場合にまたこちらも充実していこうということですね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

わかりました。特によろしいでしょうか。

では、続きまして、子ども家庭課で、「地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）」に入りたいと思います。

1つが、昭和47年から続いている事業であるという点ですね。いろいろと工夫はされているし、意味がある助成だと、区の助成なくしては成り立たない事業であるというご回答になっております。その中で、いろんな課題に対してどのように展開されているかということで、例えば、室内で携帯ゲームなどを使って遊んでいる子どもたちに牧場へ行こうという企画をしているというのがあるのですけれども、確かにそれも一つだと思うのですが、例えば日常的な活動ということもやっぱり必要だと思うのですね。

ポイントポイントの活動ですよ。事業としまして、例えば釣り堀に行こうとか、確かに誘い出す活動とはなっていると思うのですが、地区の青少年育成会の活動ということだと、どうしても夏休みとか何かのときに子どもたちが地域にいるとき何かしようというのはわかるのですけれども、それだけと言ってもは失礼なのですが、かなりの額が出ているわけですよ。補助金として。ですから、事業開始の昭和47年という時代状況と、平成になって、40年近く続いているこの事業がどんなふうか、今の時代の子どもたちに合うような形で展開されているのかどうかというのが一番お聞きしたいところなのですね。

【説明者】

この補助金を使っての活動のところは、確かに見た目は子どもたちにどこかに行こうですとか、親子でスポーツ大会ですとか、そういったイベント系のところが事業計画としては出ていますので、そこだけを見ますと青少年育成会はそういったイベントだけをやっているのかというふうに見えてしまいます。しかし、実際のところ、育成会は、地域の町会の方ですとかPTAの方ですとか民生委員の方ですとか、いろんなそういう子どもたちにかかわる代表者の方々に入っていただいて、地域のお子さんのその時々々の課題を共有しながら、それぞれの地域でどうしていこうかというようなところを議論いただいているところも非常に多いのですね。

具体的な活動計画には直に出していませんけれども、一番最近のところでも多くの時間を割いて議論いただいているのは、安全・安心のまちづくりの部分で、子どもたちをどう守るかというところが非常に大きなテーマです。

そういったところでは、町会の方と一緒に町のパトロールをやるとか、子どもたちへの声かけ運動をするとか地道な活動も年間を通しての活動としては非常に多いです。子どもたちと地域の方々との顔つなぎ、あそこのおばちゃんのところに行けば話を聞いてもらえるとか、そういったことも含めて、地域の中での子どもたちとの橋渡しのところは非常に心がけていただいているところです。

それがベースにありながら、こういったところに補助金を使い、年間何回かのイベント的な

ところも仕掛けてやっていたらというところが実態だと思っております。

【部会長】

都市と農村の青少年交流補助金要綱、そこが900万ですよ。補助金交付団体がそれぞれのところなので、この補助金だけで見ますと、あくまで都市と農村の交流補助金と読めてしまうわけですよ。それぞれ工夫を凝らした地域における青少年健全育成活動を行っているため評価できますという、これもまた何回も同じことを言いますが、毎年同じ評価理由になっ
てしまっていると思うので、もちろん地域の個々の子どもたち、青少年に対する活動の重要性を否定するものではありません。

でも、今、地域がさまざまな課題を抱えていると思うのです。子どもも。それに対して地区青少年育成委員会の活動としてもっと別の補助金の使い方はないでしょうかということなのです。これが全部悪いと言っているわけではないのです。

【説明者】

ご指摘の中身は、その地域ごとに子どもたちの状況とか課題というのは違うのだし、それに向けての地域の工夫の仕方、取り組みの仕方というのも多様性を持っている中で、それをサポートする上でも補助金のあり方というのはより柔軟性を持ったものに変えていくべきではないかということかと思うのですけれども、私どももそれに近い問題意識を確かに持っております。

そういった意味では画一的な金額を出していくということを少しずつ改めながら、ある意味オプションとしてやっていただけるほうにご支援させていただけるように少しずつ軸足を移していきたいと思っております。

基本的な考え方のところにつきましては、各育成委員会の会長にお集まりいただいている会長会等を通じまして、どういった補助金のあり方というのが一番動きやすいのか、こちらからも問題提起をし、意見を伺いながら、いじれるところは少しずついじりながらやっていきたいと思っております。

【部会長】

補助金を出す側として、率直にお伺いしますが、これでいいと思っておりますか。

【説明者】

確かに画一的な補助のあり方というのは時代にそぐわないという立場を持っておりますので、そういった問題意識はありながらも、少しずつ地域に応じたやり方、取り組みをご支援させていただけるようなところに移っていく、十分地域の方々と協議をしなければいけないというふうに思っております。ですから、このままでいいというふうに思っているわけではありません。

【委員】

17年の答申ではB評価でしたよね。表現としてはその時とほとんど変わっていない。

例えば立志式、15の春を祝うとか、お茶会とか、そういう事業はわかるのですよ。でも、後の他の事業というのは、健全育成と言えば育成けどほとんど地区行事ですよ。これは税金

使うものではないと私は思います。スタートの段階で新宿区の10地区の中の青少年健全育成に対する課題は何かという課題、実態把握がされていないということが一つ大きいと思うのですよね。そういう実態把握のないところで84万円のお金があると、これをどういうふうに使おうかということで終始しているような感じを持っているのです。

それはやっぱり専門家ではないし、ボランティアでやっているのですから無理だということはあるのだけれども、今の新宿の青少年の、例えば引きこもりとか、いじめとか、あるいは自立ができない青少年が多い、あるいは学校不適應とか、趣旨から言うと育成委員会がやるべき、あるいは取り組むべき課題であるはずなのですよ。

この84万、トータルで1,000万近いお金を健全育成に使うときについて、ずっとこのままで行くとすれば、やっぱり何らかの形で名前や何かを変えてやったほうがお互いにいいのではないかと思います。つまり平成17年度の答申にもあるとおり、抜本的に変えなきゃならない事業ではなかろうかなと思います。

【説明者】

もともと青少年育成委員会は、先ほど申しましたように、子どもたちにかかわるいろんな地域の方々にお集まりいただいて組織をいただいているものなのです。

私どもとすれば、地域のお子様の状況なり課題なり、そういったものは育成委員会を中心としていろいろ議論いただいてお取り組みいただくというようなことを期待もさせていただいているところもございしますが、なかなか実態としてそうはなっていないというご指摘かと思えます。

もう一方、各地区には、育成委員会と同じエリアを対象として地区協議会というのがありますね。地区協議会は、地域の課題をその地域の方々で議論いただくということで出張所単位に設けさせていただいているところでもございまして、今は地区協議会と育成委員会がある意味連携をとっていただきながら、先ほど申しましたような地域の安全・安心の取り組みなどはやっていたところもあろうかと思っております。

今、私の問題意識としては、育成委員会と地区協議会の2つだけでもなかなか今は子どもたちの状況についての把握ですとか情報共有とか、カバーできない部分もあると。ですので、地区ごとの活動団体の方に子どもをテーマとして集まっていただいて、その活動団体ごとに問題意識なり何なりというのを出し合っていて議論いただくようなセッションみたいなものを少しずつやらせていただく必要もあるのではないかと職員の中でも意見が出ているところもございします。

そういった取り組みを進めるに当たりまして、今後の地区協議会のあり方なども見据えながら各地区のほうにかけ合っていきたいというふうに思っております。

委員からのご指摘のところは、一定の問題意識を持っているところもございしますので、関係団体とのセッション等を通じまして少しでも足がかりをつくって対応ができるようにはしていきたいと思っております。

【部会長】

地区協議会は地区協議会でいろいろまた課題を持っているところでございますので大変だと思うのですが、ここの問題点というのは予算ありきで、補助事業にも関わらず、これは当然毎年来るのだということだと思っております。結局は行事中心になってしまっているところで、その行事が必ずしも今の子どもたちが抱えている現状に合っていないのではないかと、ということだと思っております。

先ほど、私のほうで課長に必要だと思いますかと伺ったのは、補助金を出すのはこちらなわけですので、つまり新宿区として子どもの健全育成についてどう考えるのかという何か持っていていいのではないかと、それを投げかけるということも必要なのではないかと。

この補助事業の中の要綱の中に健全育成、社会参画等と書いてあるわけですから、これに対してこうだとかというようなものを出してもいいのかなとちょっと思ったので伺いました。

【委員】

釣り大会がいけない、サッカー見に行くのがいけない等、そういう意味で言っているのではないですよ。青少年健全育成というこの補助金の要綱で定められている大きい4条件があるわけで、その中で青少年健全育成というのは何かという本体が捉えていないのではないかと、思います。これは、青少年が直接社会体験することを言っているわけです。例えば釣り大会やる場合には、大人が企画をして準備をして、子どもはお客さんになってしまい、享乐的な部分しかないわけです。だから、企画段階や準備過程から、子どもたちが体験することが健全育成なのですよ。

地区のいろんな方が協議してやっていて、野球大会やる場合でも、今年は大人がほとんどやったけど、来年は審判やライン引きは中学生同士でやろうよというようなことがあれば自立支援になるわけですから、そういう事業の持ち方という視点が欠けているのではないかなというふうに思っているのです。

【委員】

新宿に引っ越してきて感じたのは、非常に行事が多い、子どもが小学校から毎日のようにチラシだの、パンフレットだのもらってくるのです。多分東京都の中でも歴史があるいろんな団体が混在していて、いろんなところがいろんなことを企画してくれていて、児童館もあり、いろいろすごく手厚いなという印象で、それは非常に子どもを持つ親としては居心地がいい反面、そんなに印刷物さえもつたいないと思うのですよ。正直に言ってここまでやる必要があるのかという印象も受けました。

この健全育成事業を継続的にやっていくために助成は必要と書かれているのですが、プレイパークも新しく始め、既存のものも残り続けると、ますます重複していくところがあると思うのです。それで参加してくる子どもというのは、実はそういったものが必要ないというか、健全な育成をしているような子どもたちで、そういったところに出てこない子どもたちが引きこもっていたり、暴力を受けていたりという部分があることも実は否定できないと思うのです。やはり目的意識というか、実態、課題に即したものができていけばいいのですけれど

も、地域の方々は一生涯懸命やってくださっているのはわかるのですが、ここでちょっと一度線引きをして、申請方式にして、本当にこういった事業をやりたいのですというふうに申請してもらって、それでそれが本当に健全育成という目的にかなっているようであれば補助を出すというような方式に変えるというのは無理があると思われませんか。

【説明者】

私としては地域の方と、そこら辺のところの理解を共有した上でできるところを積み上げていきたいと思っておりますので、どこまでその地域の方々のご理解いただけるかというところに大きくかかっているかなと思います。

そういった意味では、今日ご指摘いただいたところにつきましては、会長等を通じて地域の中でもご議論いただくところが必要だと思われましたので、そのところは順次やらせていただきたいと思えます。

【委員】

この補助金の交付要領で拝見しますと、2条には明確に、先ほど委員が言われたようなことに即した内容が書かれているわけですね。

それを計画書、あるいは清算書でもよろしいのですけれども、拝見しますと、今問題になっているのはイベントの部分で額が大きいから取り出されているわけですが、むしろPTA共催事業、あるいは全体事業というところでお金はそんなにかかっているかもしれないけれども、有意義な、あるいは目的に即した事業が行われようとしている、あるいは行われているというのが実態で、効果があると思えます。そういう共催事業、全体事業、環境浄化等、予算としては小さくてもいろいろ取り組まれている新しい芽を掘り起こしてやっていただきたい。

この制度の中にもいろいろ協議会とか仕組みができていますけれども、この仕組みを運営していくのが結構大変なのですね。そういったような仕組みづくりをしないと、この事業も、ただNPOに任せるとか何とか言うだけではなかなかうまくいかないのではないかと思います。指摘にのっとったアクションをこれからも組んでいただきたいとお願ひしたいと思います。

【部会長】

そのあたりでよろしいでしょうか。

続いて「保護司会への事業助成」です。こちら、ヒアリング項目のところでもマンネリ化しているのではないかと、例えばパレードみたいなものはどうなのだという質問の回答で、これは意味があり、PR効果も絶大だというようなことでした。また、更生保護女性会とも連携して、そういうものに関しましては中学校を回って薬物乱用防止教室などもやっていますということでした。保護司会の役割というのは、青少年の健全育成活動、社会環境の改善活動ということで、逆に言うとその予防も大切なのですけれども、罪を犯して戻ってきた人たちもそこである意味で更生しているという人たちを社会が受け入れるということも必要なわけですね。そのあたりも含めてこの助成金というのはいかがなのでしょうか。

【説明者】

社会を明るくする運動自体は全国展開しているものでございます。

そういった中で、保護司の方は、要は更生されようとしている方を個別に受けとめていただいて、日々いろんなところで目立たない形で活動いただいているというのが主体でして、パレードですとか、地域の中でのいろんなイベント行事をするというのは付随的な活動です。

実際のところ保護司も欠員があちこちで出ている状況では、活動自体を維持継続するだけでも手いっぱいというのが実態です。そういったところで、本当に今やり方を切りかえられるかということは、実態としては非常に厳しいですね。

ですから、これまで活動されていた部分を継続していただけるようにどのようにお手間の部分を軽くさせていただけるかというようなところを、今私どもが窓口としておつき合いをさせていただいているというのが実態です。

確かにパレードにしても60回を数えるなど、ほとんど従前のスタイルを踏まえながらやっているところばかりですので、もう少し変えようがあるのではないかなというようなご意見は確かにあろうかと思えます。しかし、実態として今そこを変えられるかということ、その余地というのは非常に厳しいと受けとめています。

【部会長】

保護司が足りないし、今逆に大変だというのはすごくわかるのですね。だとしたら、そこに対する何かこのように変えていくとか。

【説明者】

保護司の方の活動をより多くの方にご案内をして活動のご協力をいろんなところでいただけるように私どもが橋渡しするというのが一番なのだろうとは思いますが。そういった意味でも、各地区の青少年委員との部分の橋渡しから始めるべきだろうと思いましたが、先日は育成委員会の会長会に保護司の代表の方に来ていただいて、再度保護司の活動の趣旨等をお話いただいて、もう一度関係を深めるところをまずはやらせていただいたところです。そういったところを少しずつやらせていただいて、地域での活動をしやすい環境を整えたいと思っています。

【委員】

社会を明るくする運動にほとんど経費が使われていて、保護司会の助成というよりは、社会を明るくする運動費というイメージを受けるのですけれども、実質的に区でこういうことをこのためにやってくださいということで依頼しているのでしょうか。

【説明者】

形としては保護司会から事業計画といったものをお出しいただいて、それをもとに補助金としてお渡しをしているというようなことでもございまして、基本的な事業の中身の組み立ては保護司会のほうでやっていただいているものなのですね。

ですから、PR用品につきましても、保護司会の検討の中でご提案をいただいている中身でもございますので、そこまでは区で具体的なアドバイスをしているとか、中身を変えているというようなことはないようです。

【委員】

社会を明るくする運動に出てくるお子さんは問題がなかったのですよ。ですから、保護司会のもともとの活動内容からはそぐわないというのが私の印象ですね。いかがでしょうか。

【説明者】

そうですね。ただ、社会に復帰されようとしている、されている方々を地域としてもきちんと受けとめる、そういった俎上を何らかの形でつくらなきゃいけないのだろうと思うのですね。パレード自体がそうなっているのかと言うと、それ自体は注目を浴びているというところだけなのですが、ただ、あのパレードをきっかけとして大手デパート等で懸垂幕を出していただいて、趣旨について来街者にご案内をさせていただいているといったところもございますので、そういった意味では他の手法を使うよりは非常に効果的な形で保護司会の活動の趣旨を一定程度PRさせていただいているのだろうと思います。

パレード以外の取り組みの中でやれる方法というのはなかなか今の時点では難しいのかなと考えています。

【委員】

逆に、こういった行事に保護司会の方々が負担になる、他のもっとできるはずの活動に支障をもたらしているというような危惧もあるのではないかという気がするのですね。人数も減っているということですから、なおさらこういったところに関していただかなくてもという気はするのですが。

【説明者】

保護司会にすれば、ああいうイベントがあればこそ、具体的な準備段階の中でいろんな活動団体とのつながりを維持できているというところがあるろうかと思います。どちらかと言うと、実態的にはそういうつながりがなければ、保護司の方は活動ができないわけです。

そういった意味では、地域と保護司会がどういうふうに関係をつなげていけるかという中身でいえばやはりああいうパレードも非常に重要な部分があるのだろうと思います。

【委員】

それは保護司会もそう思っていますか。

【説明者】

会長等とお話の中ではそういうふうにかがいました。

【部会長】

効果ということに対して、例えばデパートで言ってもらっているというのがあるのですが、それが何年も続いている、逆に何年も続いているからあのパレードだとわかるのだと。何年も同じことでもいいのですかということなのです。

他になかなか思い当たらないとおっしゃったのですけれども、ネットワークをつくる方法は昭和38年と今では変わってきているし、いろんな団体がたくさんNPO団体含めであると思うのですね。だから、一概にこれが全部だめと言っているわけではないのですけれども、効果のある方法とか、効果のある動きとかというのは別にあるのではないのでしょうか。

【説明者】

他のメニューの可能性につきましては、あり得ないというふうには思っておりませんので、できるだけそういう可能性は保護司の方と一緒に検討、議論できるように課題としては持たせていただきたいと思います。

【委員】

予算の21年度実績報告がありますね。この中でボールペンが21万1,000円、参加団体への謝礼が13万5,000円、講演会が10万と12万、これは、予算執行上は的確だという判断をされていますか。この辺はどうなのですか。

【説明者】

実績報告をいただいたところでのお話ですので、今回の補助金の活用の中身とすれば、これは一定程度の理由があつてこその中身だろうというふうには受けとめています。

【委員】

17年度のときに、ここで重要性は十分理解できるけれども、保護司の活動の周知や理解を深めるといった活動への助成を工夫してくださいというふうには指摘されています。保護司の役割というものが社会的に認知される、あるいは保護司を引き受けてくださる方が増えていくために補助金はやっぱりあるのだと思います。

そういう意味で保護司という活動の重要性を考えれば考えるほど、こういう行事以外の方法も含めて、保護司の活動そのものを支援するような補助金の使用方法があつてしかるべきではないかと思います。

保護司の方に直接的にサポートしないと、保護司の活動というものが今日的に社会の中で重要な役割を果たしていけなくなると思いますので、そういう強い意見があつたということで記憶にとどめていただきたいと思いますということです。

【部会長】

よろしく願いいたします。

次に、保育課の「認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助」についてお聞きしたいと思います。

これについては、設備費、利用計画が決まっていて、また、実際にその上限ぎりぎりまで必要としていないということで、それぞれ3カ月等となっているということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

いろいろ公募する努力はしていて、結構応募は多いというお話です。

【説明者】

現在は、計画事業の中で年度の開設数を設定しております。

総数的に現在12カ所認証保育所がございます。22年度に認可外保育施設を担当するセクションを設置し、対応してきているところです。

今年の計画事業数でいきますと、3園から4園は開設していきます。保育室というのが現在新宿区で4カ所ございますが、東京都の認証保育所制度を開設したときから、保育室は大変規模が小さくて、保育の中身につきましてもいろいろ課題がありますので、できるだけ保育室を認証保育所へ格上げをしていって欲しいという意向がございます。

区の場合は、昨年度からそういった取り組みを各認証保育所に投げかけまして、今年度に入りまして2カ所がNPO法人を取得し、今年度中にうまくしますと認証保育所に格上げができる見込みです。もう1カ所、24年4月に認可保育園を開設してまいりますので、そちらを開設することによって、つくし保育園が廃園になる。あと一カ所残っているところがございますが、そちらは今年から来年にかけて方向性を、ということで、認証保育所も20園ちょっとになると思います。

【部会長】

将来的に15カ所ですか。

【説明者】

12に3で15ですね。さらに今年開設していくものが3から4、あるいは最大だと5カ所ぐらい開設してきますから、22年度の状況で見えてくるのが20園になってきます。

その他にも、大規模開発、いわゆるマンション建設ですとか再開発事業、そういったものがされたときにどうしても入居者が相当数入ってまいります。そのうちの私どもで計算をしまして約300世帯以上の大規模開発があったときには、ファミリー世帯が当然入ってきますので、大体30人規模の認証保育所の開設をしていきませんと、さらに待機児童が多くなってくるといって、今後はそういった事業主に協力をお願いして、開発時にきちんと認証保育所ですとか、そのスペースを事業所に貸して、建設等を進めてくださいという協力をお願いを進めているところです。

【部会長】

わかりました。そうすると、こういう活動をする中で区としてはかなり待機児童に関しては将来も含めて解決できるという感じでしょうか。

【説明者】

23年4月に入りますと、2カ所の認可保育園の改修拡充ができますので、そういった意味で、今年度は認証保育所の開設に十分助けていただいたということがございます。ゼロ歳から2歳が定員構成の7割をとる状況もはっきりしていますので、おおむね今の待機児童にも対応し、そしてご移動なさる方への需要についてもお応えできるような取り組みをしているところでございます。

【部会長】

わかりました。何か質問ございますか。

【委員】

認証保育所の、こちらは開設準備金のこともあるでしょうが、改修費というのがかなり大きな額でこちらに載っている、これは補助金ではなくて別の枠ということなのですか。

【説明者】

これは、運営経費と開設準備金というのがございまして、認証保育所は新たな施設を認可保育園に建物を建てて開設するというよりも、どちらかと言いますと、マンションの一室ですとか、100から150平米ほどのスペースを賃貸で確保して、そこを改修して保育施設に変えていくということなのです。

東京都のほうから財務状況、経営状態その他いろんな地域で運営している状況なども全部審査されて認証がおりませんと、そこは改修かけられないのです。しかし、6カ月ぐらい前には賃料を払って場所を確保しませんとほかの方にとられてしまうことになります。改修するための経費が開設準備経費、そして賃料というものが入所前6カ月分の家賃を想定しておけば、私たちが期待している時期にしっかりと保育室として整備して、その時期からお子さんをお受けいただけるというような追加補助をしています。

【部会長】、

普通の認可保育所、区立、私立認可保育所が充実してきて、平米数、園庭がある等確実に認証保育所よりいいわけですね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

そうなる、いずれ例えば認証保育所ではなくて普通の保育所、認可保育所を増やしていけば、この補助金制度がずっと続くわけではないと考えてもよろしいですか。

【説明者】

今後働く女性が増える中で、今後、お子さんを預かる施設、ゼロ歳児から就学前のお子さんが入ってくる施設として、全体的に施策としてどういうふうを考えていくかというところで随分整備が違ってくるかなと思っております。

【部会長】

続きまして、「認証保育所保護者等の負担軽減」についてです。

これに関してですと、保育を要するになっているときに、例えば一律この補助は適切なのかどうかということは今後検討するという、つまりかなり高額な収入がある方たちに対しても負担軽減をすることに関して今後検討するという回答だったと思うのですが、収入が高い方たちも申請していらっしゃるという感触ですか。

【説明者】

これは、ゼロ歳から2歳の認可保育園の受け入れ枠がないものですから、待機児童の中でかなり認証保育所利用が出てきています。補助対象の月160時間以上の契約というのは、1日8時間就労していて5日、40時間になります。それが4週ですから、ほぼ160時間なのです。それと、認証保育の中にもうちちょっと短時間のものがあります。20時間とかそういう方たちには2万円の助成はしておりません。そういう考え方からしますと、高額だとかそういった部分よりも、実際に保育を必要としている方たちがご利用になっている部分を補助しているということ

で、保育料につきましても、今回の助成が保育ママですと大体月に3万5,000円ぐらいの保育料の中で4,500円補助して3万円ぐらい。保育室なんかですと、やはりその他もろもろのものがあって5万円前後ですから、それに1万2,000円ですから約3万8,000円。今、保育ルームというのを無認可でやっているのですが、そこは新宿区で3万7,000円ということで、大体3万円前後できています。認可保育園の場合は、民間の場合は最高収入額で5万7,000円。認証の場合に最高限度額は8万円ですから、それに2万円に出しますと約6万円、そこら辺のところで最高額ができていますので、逆に認証にもう少し補助してあげられないかと。さらに認可は直接入園で全部の収入把握ができるのですが、認証は事業者と個別契約になってしまいますので、収入の状況というのが直接は把握できないのですね。ですから一律の補助になっております。

ただ、今後そういった認証保育所を利用していらっしゃる方の保育料の助成というのが一律でよろしいのか、あるいは何かのシステムができて、パートに入っている方たちの収入確認ができれば、そこのところも検討していく余地があるのかなというふうな思いでおります。

【部会長】

それが今のところですね。一律補助になっていることにどうなのだろうかということですね。

【説明者】

はい。それはしっかりと認識しておりますので、検討していきたいと思います。

【部会長】

そうしますと、一応保護者が選択できる多様な保育環境の整備という事業の中での負担軽減措置なのだけれども、認可保育所に入ると全部所得が把握されてしまっていて保育料いくらとなるのに、認証保育所に関しては本当に契約だから一律になってしまっていることで、逆に言うと不公平さもあるのではないかということですね。そうすると、この辺の補助額とも将来的には変わってくるかもしれません。

【説明者】

補助の仕方が全体的に保育料負担という、保育料負担軽減についてこれから区と全体の見直しというか、今認証も認可も同じようにご利用いただいているわけですから、そういった施設によって異なることについてもいかななものかというような課題はとらえておりますので検討してまいりたいと思っています。

【部会長】

ありがとうございました。

では、今回のヒアリングはこれで終了させていただきます。

<閉会>